

# 唐津市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

唐津市長 峰 達 郎

(趣旨)

**第1条** この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不必要な繁殖防止、望まれない命の誕生の抑制、それらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、不妊去勢手術を実施するものに対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 唐津市内に生息する所有者が不明の猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する手術（卵巣又は子宮を摘出する際に行う墮胎手術を含む。）をいう。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域において、不妊去勢手術、エサやり及びトイレの衛生管理等が実施され、適切に管理されている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 地域猫を適切に管理していく活動をいう。
- (5) 地域猫活動団体 市内に住所を有し、かつ、前条の趣旨に賛同して、地域猫活動を行う者5人（同一世帯不可）以上で構成する第4条の規定による承認を受けた団体をいう。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができるもの（以下「交付対象者」という。）は、地域猫活動団体とする。

(団体の登録)

**第4条** 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、あら

かじめ地域猫活動団体登録申請書（第1号様式）及び地域猫活動実施計画書（第2号様式）を市長に提出し、地域猫活動団体の登録承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは地域猫活動団体登録承認通知書（第3号様式）により、不適当と判断したときはその理由を記載して地域猫活動団体登録不承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（登録内容の変更及び廃止）

**第5条** 地域猫活動団体は、登録内容に変更が生じた場合は地域猫活動団体登録変更届（第5号様式）により、活動を廃止した場合は地域猫活動団体登録廃止届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（補助金の額等）

**第6条** 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 不妊去勢手術のうち不妊手術に係る費用 1匹につき20,000円又は当該手術に要した費用の額のいずれか低い額
- (2) 不妊去勢手術のうち去勢手術に係る費用 1匹につき10,000円又は当該手術に要した費用の額のいずれか低い額
- (3) 不妊去勢手術に伴う、捕獲、保護に要するエサ代 1匹につき500円

- 2 一の地域猫活動団体が同一会計年度内に申請できる匹数の上限は4匹までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

（不妊去勢手術の費用）

**第7条** 前条第1項第1号及び第2号に規定する手術に要した費用は、それに伴う処置（ワクチン接種、ノミ・ダニ駆除、薬剤投与、埋没縫合、その他市長が必要と認めるもの）に係る費用を含むものとする。

（補助金の交付申請）

**第8条** 申請者は、不妊去勢手術を実施しようとするときは5日前までに、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

**第 9 条** 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書（第 8 号様式）により申請者に通知する。

（不妊去勢手術実施の時期）

**第 10 条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた地域猫活動団体（以下「補助対象団体」という。）は、決定の日から 30 日以内に当該不妊去勢手術を実施するものとする。

（計画変更の申請等）

**第 11 条** 補助対象団体は、申請内容に変更がある場合は、遅滞なく飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金変更承認申請書（第 9 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、変更を承認するときは飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金変更承認通知書（第 10 号様式）により、補助金の交付決定を取り消すときは飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金取消通知書（第 11 号様式）により補助対象団体に通知するものとする。

（実績報告）

**第 12 条** 補助対象団体は、不妊去勢手術が完了したときは、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書（第 12 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、完了の日から 30 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術に係る費用の領収書の写し
- (2) 耳先カット部分の術前術後の写真
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の決定）

**第 13 条** 市長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、当該書類等の審査又は必要に応じ実地調査等を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術

費補助金確定通知書（第13号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付の条件）

**第14条** 規則第6条第3項の規定により補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 次条に規定する活動報告書を提出すること。

（活動報告）

**第15条** 地域猫活動団体は、地域猫活動について毎年度3月1日から3月31日までの間に、地域猫活動報告書（第14号様式）により、市長に報告するものとする。

（補則）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。